

会議録（１）

会議の名称	第79回飯能都市計画事業 双柳南部土地区画整理審議会
開催日時	令和7年8月22日（金） 開会 午後1時30分 閉会 午後2時10分
開催場所	土地区画整理事務所
議長氏名	佐野 純一
出席委員	佐野 純一、島田 隆男、小川 忠洋、倉田 春路、小川 勝美、 中道 政英、宮下 清栄、内沼 正實、小熊 信吉、有限会社東洋産業
欠席委員	なし
説明者の職氏名	建設部参事兼区画整理課長 奥 孝明 工務担当 主幹 吉田 京司 補償担当 主幹 石田 文彦 補償担当 主任 石崎 真琴 計画担当 主査 雛元 弘二
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配付資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	建設部長 木崎 晃典 建設部参事兼区画整理課長 奥 孝明 工務担当 主幹 吉田 京司 補償担当 主幹 石田 文彦、主任 石崎 真琴、主事 馬場 玲奈 計画担当 主査 雛元 弘二、主事 臼井 佑輔

## 会議録（２）

### 議事の概要（経過）・決定事項

- 1 開会（午後 1 時 30 分）
- 2 あいさつ
  - ・部長
  - ・会長
- 3 議事
  - (1) 仮換地指定について（諮問）
    - ・全員賛成により原案のとおり答申を得た。
  - (2) 使用収益の停止について（諮問）
    - ・全員賛成により原案のとおり答申を得た。
  - (3) 保留地について（諮問）
    - ・全員賛成により原案のとおり答申を得た。
- 4 報告
  - (1) 令和 7 年度の事業予定について
- 5 その他
- 6 閉会（午後 2 時 10 分）

会議録（３）

発言者	発言内容
<p>計画担当主査 部長 計画担当主査 会長 計画担当主査 会長  会長  参事兼課長  補償担当主任</p>	<p>(開会 午後 1 時 30 分)</p> <p>ただ今から第 79 回双柳南部土地区画整理審議会を始めさせていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、建設部長よりごあいさつを申し上げます。 (あいさつ)</p> <p>続きまして、会長よりごあいさつをお願いします。 (あいさつ)</p> <p>議事に移ります。会長に進行をお願いします。</p> <p>今回の議事録署名委員を指名したいと思っております。10 番、有限会社東洋産業委員、2 番、島田隆男委員の 2 名を指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>10 番、有限会社東洋産業委員、2 番、島田隆男委員の 2 名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次第 3、議事 (1)「仮換地指定について」、説明を求めます。</p> <p>説明の前に諮問書を朗読させていただきます。 (諮問書朗読)</p> <p>担当より説明いたします。</p> <p>「仮換地指定について」、説明いたします。 (資料により説明)</p> <p>31 街区についてです。</p> <p>従前地双柳 816-3、畑、885 m<sup>2</sup>が仮換地 31 街区 1 画地、約 624 m<sup>2</sup>に、双柳 999-2、畑、557 m<sup>2</sup>が 31 街区 7 画地、約 391 m<sup>2</sup>に、双柳 990-1、宅地、119.63 m<sup>2</sup>が 31 街区 8 画地、約 119 m<sup>2</sup>に、双柳 814-2、宅地、464 m<sup>2</sup>、双柳 815-3、宅地、40 m<sup>2</sup>が 31 街区 9 画地、約 315 m<sup>2</sup>に、双柳 991-3、宅地、104.04 m<sup>2</sup>が 31 街区 14 画地、約 104 m<sup>2</sup>に、双柳 990-2、雑種地、360 m<sup>2</sup>が 31 街区 17 画地、約 250 m<sup>2</sup>になります。31 街区については以上です。</p> <p>続いて、32 街区です。</p> <p>双柳 817、畑、1553 m<sup>2</sup>、双柳 818-1、畑、389 m<sup>2</sup>が 32 街区 1 画地、約 1249 m<sup>2</sup>になります。</p> <p>32 街区については以上です。</p> <p>続いて、87 街区です。</p> <p>岩沢 201、畑、393 m<sup>2</sup>が 87 街区 5 画地、約 264 m<sup>2</sup>、双柳 875-3、畑、403 m<sup>2</sup>が 87 街区 14 画地、約 217 m<sup>2</sup>になります。</p> <p>いずれも建物等の移転及び工事を実施するため、仮換地指定を行おうとするものです。</p> <p>87 街区については以上です。</p> <p>続いて、101 街区です。</p> <p>大字新光 50-19、宅地、496.13 m<sup>2</sup>が、101 街区 7 画地、約 465 m<sup>2</sup>に、</p>

	<p>大字新光 50-1、宅地、817.97 m<sup>2</sup>、大字新光 50-40、宅地、168.43 m<sup>2</sup>に、大字新光 50-41、宅地、143.74 m<sup>2</sup>が 101 街区 9 画地、約 905 m<sup>2</sup>になります。</p> <p>101 街区については以上です。</p> <p>続いて 108 街区です。</p> <p>大字新光 46-7、宅地、400.89 m<sup>2</sup>、大字新光 50-7、宅地、30.00 m<sup>2</sup>、大字新光 50-13、宅地、13.00 m<sup>2</sup>が、108 街区 1 画地、約 444 m<sup>2</sup>になります。</p> <p>大字新光 46-1、宅地、330.85 m<sup>2</sup>、大字新光 50-20、宅地、48.98 m<sup>2</sup>が 108 街区 2 画地、約 309 m<sup>2</sup>になります。</p> <p>108 街区については以上です。</p> <p>続いて、109 街区です。</p> <p>大字新光 47-3、宅地、60.59 m<sup>2</sup>、大字新光 48-4、宅地、77.67 m<sup>2</sup>が 109 街区 16 画地、約 138 m<sup>2</sup>になります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>会長 委員 補償担当主任 委員 補償担当主幹 委員</p>	<p>質問等ございましたら挙手願います。</p> <p>108 街区 1、2 画地の手前にある 3 画地については、保留地ですか。</p> <p>はい、保留地です。</p> <p>売りだすタイミングについては、もっと後になりますか。</p> <p>今後、道路を造っていきたいため、用地の交渉を進める予定です。</p> <p>仮換地指定はしておいて、使用収益のタイミングに合わせて処分していくということにですね。また、3 画地は付保留地で、これを買うことで 1、2 画地の使用収益が開始できるということでしょうか。</p>
<p>補償担当主幹 委員</p>	<p>はい、付保留地です。使用収益開始にはまだお時間をいただく形となります。</p> <p>面積はどれくらいでしょうか。</p> <p>27 m<sup>2</sup>です。</p>
<p>補償担当主幹 会長</p>	<p>質問は以上でよろしいでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは採決を行います。諮問第 78 号について、賛成の委員の方の挙手を求めます</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>会長 参事兼課長</p>	<p>全員賛成と認めます。よって諮問第 78 号について諮問のとおり答申することと決しました。</p> <p>議事 (2) 「使用収益の停止について」、説明を求めます。</p> <p>説明の前に諮問書を朗読させていただきます。</p> <p>(諮問書朗読)</p>
<p>補償担当主任 会長</p>	<p>担当より説明いたします</p> <p>「使用収益の停止」について説明いたします。大字新光 48-3、雑種地、5.84 m<sup>2</sup>です。使用収益停止の箇所については以上になります。</p> <p>質問はございますでしょうか</p>
<p>会長</p>	<p>(なしの声あり)</p> <p>それでは採決を行います。諮問第 79 号について、賛成の委員の方の挙手を求めます</p>
<p>会長</p>	<p>(全員賛成)</p>

会長	全員賛成と認めます。よって諮問第 79 号について諮問のとおり答申することと決しました。
参事兼課長	議事 (3)「保留地について」、説明を求めます。 説明の前に諮問書を朗読させていただきます。 (諮問書朗読)
補償担当主任	担当より説明いたします 「保留地について」説明いたします。六道巽原線の北側、54 街区 19 画地、約 134 m <sup>2</sup> です。 続きまして、57 街区 14 画地、約 195 m <sup>2</sup> です。こちらは隣地所有者より買受希望があったため保留地として設定しています。説明は以上です。
会長 委員 補償担当主幹 会長	質問はございますでしょうか 両方とも一般保留地でしょうか。 2 か所目については、付保留地になります。 質問は以上でよろしいでしょうか。それでは、採択に移ります。諮問第 80 号について、賛成の委員の方は挙手を求めます。 (全員賛成)
会長	全員賛成と認めます。よって諮問第 80 号について諮問のとおり答申することと決しました。 本日予定した諮問事項は以上です。事務局は答申書を作成してください。答申書作成の間、休憩といたします。 (休憩 午後 1 時 50 分) (再開 午後 2 時 00 分)
会長	再開します。 答申書を朗読します。 (答申書の朗読)
会長	本日予定した議事は以上で終了しましたので、事務局に進行をお返しします。
計画担当主査	続きまして、次第 4、報告(1)、「令和 7 年度事業予定について」、事務局より説明いたします。
工務担当主幹	令和 7 年度の事業予定についてご説明します。 (資料により説明) グレーに着色された箇所は整備が完了した路線、青い箇所は建物移転を予定している箇所、赤色は今年度の工事箇所、それぞれ路線名を示しています ①阿須小久保線です。今回の工事で交差点工事は行わないため、現在の交通状況を継続することが埼玉県警察との協議によって決定しており、設置している仮設資材についてはこのままとなります。ただし、赤線部分の工事を進める際には資材搬入があるため一時的に移設をする予定です。 ②区 6-28 号線です。すでに工事に着手しており、側溝整備とアスファルト舗装を予定しています。 ③区 9-39 号線です。こちらは側溝未整備箇所の整備を進めます。写真は整備路線の南側のもので、水が溜まりやすい状況ですが、工事により改善する見込みです。北側オレンジ色のネットが概ね、道路の計

<p>計画担当主査</p> <p>計画担当主査</p> <p>計画担当主査 参事兼課長</p>	<p>画ラインになります。工事完成後は東西の通り抜けができます。</p> <p>続きまして下水道の整備状況です。令和7年3月末時点の状況で整備が完了した箇所を茶色で着色しています。双柳南部地区の整備率は約51%で前年度から約3%上昇しています。緑で着色した箇所は昨年度に整備をした箇所になります。</p> <p>最後に、岩沢地区の道路整備状況についてお知らせします。現在、重点的に整備を進めている阿須小久保線ですが、今年度末を持ちまして国道299号まで開通するよう準備を進めています。工事の影響で現在の交差点付近の道路が通行止めとなります。通行止めについては9月10日の正午を予定しています。</p> <p>また、ピンクに着色した部分について、カー用品店の駐車場が道路計画と重なっているため、車道部分を暫定的に整備し、交差点としては信号整備による十字交差とすることを埼玉県警察と調整済みです。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ご質問等ございましたら挙手願います。 (なしの声あり)</p> <p>次第5、「その他」ですが、事務局からはございませんが、委員の方からございますか。 (なしの声あり)</p> <p>閉会にあたり、区画整理課長よりごあいさつを申し上げます。 (あいさつ)</p> <p style="text-align: right;">(閉会 午後2時10分)</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。</p> <p>令和      年      月      日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____</p> <p style="text-align: right;">委 員 _____</p> <p style="text-align: right;">委 員 _____</p>	